

みえこどもの城指定管理者審査基準・配点表

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること

審査項目	審査基準	配点	
①管理運営の総合的な基本方針	ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか。	10	25
	イ 施設の特性や業務内容を理解しているか。	10	
	ウ 社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか。	5	
②成果目標と自己評価	ア 施設運営の成果目標が適切に設定されているか。	5	10
	イ 自己評価の体制及び基準は、確立されているか。	5	
③企業（団体）の社会的責任	ア 企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷削減に関する取組）への対応は適切か。	5	5
小 計		40	

* この項目で、委員の採点総計が、満点の60%に満たない場合は、指定管理者候補となり得ません。

2 事業計画の内容が、みえこどもの城の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査基準	配点	
①こどもの城の施設及び設備を利用に供する事業	ア スペースを有効に利用して、単に楽しいだけでなく、児童の健康増進、情操を豊かにすること等を目的とした遊び、体験、交流の場等を提供する提案となっているか。	20	55
	イ 各種団体等との連携事業を行うなど、県民参画にも留意する提案となっているか。その際、親以外の違う世代の大人との交流が含まれているか。	10	
	ウ リピーター等の要求に応じられるよう、企画展や講座等の内容・種類の充実を図る提案となっているか。	15	
	エ 年代に応じた新規の利用客の開拓につながる提案となっているか。	5	
	オ 利用者の満足度についてのアンケート調査の方法、規模について、適切な提案となっているか。	5	
②児童の健全育成に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行う事業	ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか。	10	10
③児童の健全育成に関する講演会、研修会、講座等を開催する事業	ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか。	10	10
④地域の児童館等の運営及びこれらの相互の連携に関する指導または助言を行う事業	ア 県内児童館等の指導及び連絡調整等に関して適切な提案となっているか。	10	30
	イ 自治会や子ども会など地域の関連団体と県内児童館等との連携イベントの関係を促進する提案となっているか。	20	
⑤そのほか、児童の健全育成を図るために必要な事業	ア 企業や団体、大学、地域の自治会、青少年の育成に関する団体等による自発的取組が展開されるような指導と、子どもの健全な育ちを支援するネットワークづくり、地域社会づくりに取り組む提案となっているか。	20	20
⑥「児童健全育成拠点事業」の実施	ア 移動児童館、地域協働事業、県内児童館とのネットワーク強化事業を、効果的、効率的に取り組む内容となっているか。	10	10
⑦「家庭の日」等の事業への協力	ア 「家庭の日」等の一層の浸透を図るための事業の提案はあるか。	5	5
⑧利用者増加にかかる方策	ア こどもの城の利用者を増加させる、現実的な方策が提案されているか。	5	5
⑨こどもの城の利用料金の収入に関する業務	ア 利用料金の考え方、料金収受の方法が示されているか。また、サービス向上や利用者の増加につながる料金設定となっているか。	5	5
⑩施設の利用時間・休館日	ア 施設の利用時間や休館日の設定等は、利用者の利便性、安全性及び施設運営の効率性を考慮したものになっているか。	5	5
⑪来館者等に対するサービス向上につながる提案	ア こどもの城の機能を十分に活用し、利用者等に対するサービス向上につながるような提案となっているか。	20	20
小 計		175	

3 事業計画の内容が、みえこどもの城の適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目	審査基準	配点	
①維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法	ア 維持管理業務は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものか。	10	20
	イ 施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組（コスト縮減・省エネ対策・老朽化対策等）は提案されているか。	10	
②利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見及びその措置	ア 利用者の安全確保、事故防止策は、具体的で効果的なものか。	10	15
	イ 危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は、適切な提案となっているか、設備・器具の安全な取扱についてどう考えているか。	5	
③緊急時・事故発生時の対応等危機管理体制	ア 緊急時・事故発生時における危機管理対応は、適切な提案となっているか。	10	20
	イ 緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか。	10	
④個人情報保護	ア 個人情報保護を適正に行う体制がとられているか。従業員への教育、研修方法は適切な提案となっているか。	5	5
⑤情報公開	ア 情報公開を積極的に行う体制がとられているか。従業員への教育、研修方法は適切な提案となっているか。	5	5
⑥県が推進する施策に準拠する管理運営	ア 少子化対策の推進、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策、障害者就労施設等からの優先的な調達など、県の施策に配慮した提案となっているか。	5	5
小計		70	

4 事業計画の内容が、みえこどもの城の施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること

審査項目	審査基準	配点	
①収支計画の積算の考え方	ア 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか。	15	30
	イ 提案された事業が、十分実施できる収支計画となっているか。	15	
②コスト削減の考え方	ア 県費負担削減につながっているか。	10	20
	イ 実効性があり、かつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか。	10	
小計		50	

5 指定を受けようとする者が事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

審査項目	審査基準	配点	
①組織及び人員の確保、職員の雇用形態等	ア 組織体制及び責任体制は明確で適切か、また事業計画が効率的に実施できる体制となっているか。	10	10
②業務内容に応じた職員の配置、勤務ローテーション	ア 提案事業の内容が実行できる人員配置、勤務体制となっているか。	10	10
③職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等	ア 人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか。	10	10
④これまでの児童健全育成に関する実績	ア これまでに、児童健全育成に関する十分な取組実績等があるか。	10	10
⑤持続的・安定的に経営できる財政的基盤	ア 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、また施設管理の実績があるか。	15	15
小計		55	

*この項目で、委員の採点総計が、満点の60%に満たない場合は、指定管理者候補となり得ません。

合計	390
----	-----